

## 船舶事故調査報告書

平成25年4月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年6月11日（月） 22時50分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港 浜田市所在の浜田漁港北防波堤灯台から真方位078° 420m付近 （概位 北緯34° 53.8′ 東経132° 03.7′）
事故調査の経過	平成24年6月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五 <sup>ひろ</sup> 裕丸、19トン SN2-2961（漁船登録番号）、裕丸漁業生産組合 16.02m（Lr）×4.48m×1.35m、FRP ディーゼル機関、383kW（動力漁船登録票による）、昭和57年1月8日 B モーターボート <sup>かいゆう</sup> 海遊丸、2.4トン SN3-16541（漁船登録番号）、個人所有 9.34m（Lr）×2.24m×0.77m、FRP ディーゼル機関、117.68kW、昭和59年8月19日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月25日 免許証交付日 平成21年5月8日 （平成26年9月9日まで有効） B 船長B 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月11日 免許証交付日 平成20年2月29日 （平成25年10月4日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷及び破口 B 船首槍出しを欠落、船首オーニング支柱及びマストに曲損、右舷中央部に破口

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか12人が乗り組み、船長Aが、単独で立って船橋当直に当たり、マスト灯、両舷灯及び船尾灯を点灯し、浜田港内を約3ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により北西進した。</p> <p>船長Aは、漁港ふ頭北東端付近で浜田マリン大橋の緑灯方向(北側)に針路を向けるために左転を開始した平成24年6月11日22時47分ごろ、浜田漁港北防波堤灯台付近に入航してくるB船の黄色全周灯を視認したが、そのほかの灯火を認めなかった。</p> <p>船長Aは、左転中に浜田漁港西内防波堤灯台付近に再びB船の黄色全周灯を視認し、その際もそのほかの灯火を認めなかったが、B船は浜田マリン大橋の南側付近を通航していたので、その後は左舷対左舷で安全に通過できるものと思って航行を続けた。</p> <p>船長Aは、衝突直前、左転を終え、B船の灯火を認めずに南西進していたところ、22時50分ごろ、浜田漁港北防波堤灯台から真方位078°420m付近において、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、単独で椅子に座って船橋当直に当たり、白色全周灯、両色灯、黄色全周灯及び黄色回転灯を点灯し、浜田港内を約7knの速力で手動操舵により南南東進した。</p> <p>船長Bは、22時47分ごろ、浜田漁港北防波堤灯台を左に見て通過した頃、浜田マリン大橋の緑灯方向(北側)に針路を向けるため、左転して北東進した。</p> <p>船長Bは、街明かりに他船の灯火が紛れる状況であったが、夜間に浜田マリン大橋付近で他船と行き会ったことがほとんどなかったので、前方に他船はいないものと思って航行していたところ、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが海上保安部に連絡後、浜田港の定係地に戻った。</p> <p>B船は、船長BがB船に浸水を認めたが、自力で浜田港に帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波 なし、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、B船の漁船登録を行い、また、地元漁業協同組合の組合員であったが、日頃から漁を行わず、本事故当時も趣味で釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、夜間に航行する際、他船がB船に気付くよう、法定の灯火のほかに黄色全周灯及び黄色回転灯を点灯していた。</p> <p>B船は、マストに上から白色全周灯、黄色全周灯及び両色灯の順に設置されていたが、両色灯の位置はオーニングの下側であった。</p> <p>船長Bは、狭い海域では右側を航行しなければならないことを知っていたが、浜田マリン大橋の南側は瀬渡船などが高速力で航行するこ</p>

	とがあるので、日頃から左側となる浜田マリン大橋の緑灯下付近（北側）を航行していた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B あり A なし、B なし A船は、浜田港内において南西進中、船長Aが、B船の黄色全周灯のほか灯火を視認できなかったが、B船は浜田マリン大橋の南側付近を通航していたので、その後は左舷対左舷で安全に通過できるものと思い込み、B船の灯火を認めない状況で浜田マリン大橋の緑灯方向に向けて航行していたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、浜田港内において北東進中、船長Bが、夜間に浜田マリン大橋付近で他船と行き会ったことがほとんどなかったので、前方に他船はいないものと思い込み、航行方向の左側となる浜田マリン大橋の緑灯方向に向けて航行したことから、右舷船首方から接近するA船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、浜田港内において、A船が南西進中、B船が北東進中、船長AがB船の灯火を認めない状況で浜田マリン大橋の緑灯方向に向けて航行しており、また、船長Bが航行方向の左側となる浜田マリン大橋の緑灯方向に向けて航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港内では、安全な速力で航行し、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 相手船の灯火の状況が明確でない場合は、汽笛などで注意を喚起すること。</li> <li>・ 狭い海域を通航する場合は、できる限り右寄りに航行すること。</li> <li>・ 航行中においては、両色灯の視認を妨げるオーニングは外しておき、また、成規の灯火の視認を妨げる可能性のある灯火は点灯しないこと。</li> </ul>